

一般財団法人 高度情報科学技術研究機構 定款

第1章 総 則

(名 称)

第1条 この法人は、一般財団法人高度情報科学技術研究機構(英語名 Research Organization for Information Science and Technology。略称「RIST」)と称する。

(事務所)

第2条 この法人は、主たる事務所を茨城県那珂郡東海村に置く。

2 この法人は、理事会の決議によって、必要な地に従たる事務所を置くことができる。これを変更又は廃止する場合も同様とする。

第2章 目的及び事業

(目 的)

第3条 この法人は、情報科学技術に係る研究・技術開発及び科学技術分野の情報の調査収集等を総合的に推進することにより、学術及び科学技術の発展に寄与することを目的とする。

(事 業)

第4条 この法人は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 情報科学技術の高度化に関する研究開発及び調査
- (2) 情報科学技術の利用に関する技術開発及び技術支援
- (3) 原子力、地球環境その他の分野におけるコード、データベース及び情報等の調査収集及び整備提供
- (4) 前各号に掲げる事業の成果の普及
- (5) その他この法人の目的を達成するために必要な事業

2 前項の事業は、日本各地において行うものとする。

第3章 財産及び会計

(財産の種別)

第5条 この法人の財産は、基本財産及びその他の財産とする。

2 基本財産は、次の各号に掲げる財産をもって構成する。

- (1) この法人が一般財団法人への移行の登記をした日の前日の財産目録に基本財産として記載された財産
- (2) 理事会の決議により基本財産に繰り入れられた財産

3 その他の財産は、基本財産以外の財産とする。

(基本財産の維持及び処分)

第6条 基本財産についてこの法人は、適正な維持及び管理に努めるものとする。

2 やむを得ない理由により基本財産の一部を処分又は担保に供する場合には、評議員会の決議

を得なければならない。

(財産の管理及び運用)

第7条 この法人の財産の管理及び運用は、理事長が行うものとし、その方法は理事会の決議により別に定める。

(事業年度)

第8条 この法人の事業年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(事業計画及び収支予算)

第9条 この法人の事業計画書及び収支予算書については、毎事業年度開始の日の前日までに、理事長が作成し、理事会の承認を経て、評議員会に報告するものとする。これを変更する場合も、同様とする。

2 前項の書類については、主たる事務所及び従たる事務所に、当該事業年度が終了するまでの間備え置くものとする。

(事業報告及び決算)

第10条 この法人の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、理事長が次に掲げる書類を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を経て、定時評議員会に監査報告を添えて提出し、第1号及び第2号の書類についてはその内容を報告し、第3号から第6号の書類については承認を受けなければならない。

(1) 事業報告

(2) 事業報告の附属明細書

(3) 貸借対照表

(4) 損益計算書(正味財産増減計算書)

(5) 貸借対照表及び損益計算書(正味財産増減計算書)の附属明細書

(6) 財産目録

2 この法人は、前項の定時評議員会の終結後遅滞なく、法令の定めるところにより、貸借対照表を公告するものとする。

3 第1項各号の書類及び監査報告は、主たる事務所に5年間、また、従たる事務所に3年間備え置くものとする。

(長期借入金及び重要な財産の処分又は譲受け)

第11条 この法人が資金の借入をしようとするときは、その事業年度の収入をもって償還する短期借入金を除き、理事会の決議を経なければならない。

2 この法人が重要な財産の処分又は譲受けを行おうとするときは、理事会の決議を経た後、評議員会の決議を受けなければならない。

(会計原則等)

第12条 この法人の会計は、一般に公正妥当と認められる会計の慣行に従うものとする。

2 この法人の会計処理に関し必要な事項は、理事会の決議により別に定める。

第4章 評議員

(評議員の定数)

第13条 この法人に、評議員7名以上11名以内を置く。

(評議員の選任及び解任)

第14条 評議員の選任及び解任は、評議員会において行う。

2 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第173条第1項において準用する同法第65条第1項に規定する者は、評議員となることはできない。

3 評議員を選任する場合には、次の各号の要件をいずれも満たさなければならない。

(1) 各評議員について、次のイからへに該当する評議員の合計数が評議員の総数の3分の1を超えないものであること。

イ 当該評議員及びその配偶者又は3親等内の親族

ロ 当該評議員と婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様な事情にある者

ハ 当該評議員の使用人

ニ ロ又はハに掲げる者以外の者であって、当該評議員から受ける金銭その他の財産によって生計を維持している者

ホ ハ又はニに掲げる者の配偶者

ヘ ロからニまでに掲げる者の3親等内の親族であって、これらの者と生計を一にするもの

(2) 他の同一の団体(公益法人を除く。)の次のイからニに該当する評議員の合計数が評議員の総数の3分の1を超えないものであること。

イ 理事

ロ 使用人

ハ 当該他の同一の団体の理事以外の役員(法人でない団体で代表者又は管理人の定めのあるものにあつては、その代表者又は管理人)又は業務を執行する社員である者

ニ 次に掲げる団体においてその職員(国会議員及び地方公共団体の議会の議員を除く。)である者

国の機関

地方公共団体

独立行政法人通則法第2条第1項に規定する独立行政法人

国立大学法人法第2条第1項に規定する国立大学法人又は同条第3項に規定する大学共同利用機関法人

地方独立行政法人法第2条第1項に規定する地方独立行政法人

特殊法人(特別の法律により特別の設立行為をもって設立された法人であつて、総務省設置法第4条第15号の規定の適用を受けるものをいう。)又は認可法人(特別の法律により設立され、かつ、その設立に関し行政官庁の認可を要する法人をいう。)

4 評議員は、この法人の理事又は監事若しくは使用人を兼ねることはできない。

5 評議員に異動があつたときは、2週間以内に登記しなければならない。

(評議員の権限)

第15条 評議員は、評議員会を構成し、第19条に規定する事項の決議に参画するほか、法令に定めるその他の権限を行使する。

(評議員の任期)

- 第16条 評議員の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち、最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとする。ただし、再任を妨げない。
- 2 任期の満了前に退任した評議員の補欠として選任された評議員の任期は、退任した評議員の任期の満了する時までとする。
 - 3 評議員は、第13条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお評議員としての権利義務を有する。

(評議員に対する報酬等)

- 第17条 評議員に対して、その職務執行の対価として、各事業年度の総額が100万円を超えない範囲で、評議員会において別に定める報酬等の支給の基準に従って算定した額を、報酬として支給することができる。
- 2 評議員には、その職務を行うために要する費用の支払いをすることができる。

第5章 評議員会

(構成)

- 第18条 この法人に、評議員会を置く。
- 2 評議員会は、すべての評議員をもって構成する。
 - 3 評議員会に、評議員会長1名を置く。
 - 4 評議員会長は、評議員会の決議によって評議員の中から選定する。

(権限)

- 第19条 評議員会は、次の事項について決議する。
- (1) 評議員の選任及び解任
 - (2) 理事及び監事の選任及び解任
 - (3) 理事、監事及び評議員に対する報酬等の支給の基準の制定及び変更
 - (4) 定款の変更
 - (5) 貸借対照表及び損益計算書(正味財産増減計算書)並びにこれらの附属明細書の承認
 - (6) 財産目録の承認
 - (7) 基本財産の処分又は担保の承認
 - (8) 重要な財産の処分及び譲受け
 - (9) 合併、事業の全部若しくは一部の譲渡
 - (10) 残余財産の処分
 - (11) 理事会において評議員会に付議した事項
 - (12) その他評議員会で決議するものとして法令又はこの定款で定められた事項
- 2 前項の規定にかかわらず、個々の評議員会においては、第22条の書面に記載された評議員会の目的である事項以外の事項は、決議することができない。

(開催)

- 第20条 評議員会は、定時評議員会として毎事業年度終了後3ヶ月以内に1回開催するほか、必要がある場合に開催する。

(招集)

第21条 評議員会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき理事長が招集する。

2 前項の規定にかかわらず、評議員は、理事長に対して、評議員会の目的である事項及び招集の理由を示して、評議員会の招集を請求することができる。

3 前項の規定による請求があったときは、理事長は、遅滞なく、評議員会を招集しなければならない。

(招集の通知)

第22条 理事長は、評議員会の開催日の5日前までに、評議員に対して、会議の日時、場所、目的である事項及びその他法務省令で定める事項を記載した書面により招集の通知を発しなければならない。

(議長)

第23条 評議員会の議長は、評議員会長がこれに当たる。

2 評議員会長が欠けたとき又は評議員会長に事故があるときは、その評議員会において、出席した評議員の互選により評議員会の議長を選出する。

(定足数)

第24条 評議員会は、評議員の過半数の出席がなければ開催することができない。

(決議)

第25条 評議員会の決議は、当該決議について特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

2 前項の規定にかかわらず、次の決議は、当該決議について特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の3分の2以上に当たる多数をもって行わなければならない。

- (1) 監事の解任
- (2) 定款の変更
- (3) 基本財産の処分又は担保の承認
- (4) 合併、事業の全部若しくは一部の譲渡
- (5) その他法令で定められた事項

(決議の省略)

第26条 理事が評議員会の目的である事項について提案をした場合において、当該提案につき評議員(当該事項について議決に加わることができるものに限る。)の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該提案を可決する旨の評議員会の決議があったものとみなす。

(報告の省略)

第27条 理事が評議員会の全員に対して評議員会に報告すべき事項を通知した場合において、当該事項を評議員会に報告することを要しないことにつき評議員の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該事項の評議員会への報告があったものとみなす。

(議事録)

- 第28条 評議員会の議事については、法令に定めるところにより、議事録を作成しなければならない。
- 2 議長及び会議に出席した評議員のうちから当該評議員会において選出された議事録署名人2名が、前項の議事録に記名押印しなければならない。
 - 3 議事録は、主たる事務所に評議員会の日から10年間、従たる事務所にその写しを5年間備え置くものとする

第6章 役員

(役員の種類及び定数)

第29条 この法人に、次の役員を置く。

- (1) 理事 7名以上11名以内
 - (2) 監事 1名以上3名以内
- 2 理事のうち1名を理事長とし、必要に応じて、1名を専務理事、2名以内を常務理事とすることができる。
 - 3 前項の理事長及び専務理事をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律上の代表理事とし、常務理事をもって同法第197条において準用する同法第91条第1項第2号に規定する業務執行理事とする。

(役員を選任)

第30条 理事及び監事は、評議員会の決議によって選任する。

- 2 理事長、専務理事及び常務理事は、理事会の決議によって理事の中から選定する。
- 3 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第177条において準用する同法第65条第1項に規定する者は、理事又は監事となることができない。
- 4 監事は、この法人の理事又は使用人を兼ねることはできない。
- 5 理事のうち、理事のいずれか1名とその配偶者又は3親等内の親族その他法令で定める特別の関係がある者の合計数は、理事の総数の3分の1を超えてはならない。監事についても、同様とする。
- 6 他の同一の団体(公益法人を除く。)の理事又は使用人である者その他これに準ずる相互に密接な関係があるものとして法令で定める者である理事の合計数は、理事の総数の3分の1を超えてはならない。監事についても、同様とする。
- 7 理事又は監事に異動があったときは、2週間以内に登記しなければならない。

(理事の職務及び権限)

第31条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款で定めるところにより、職務を執行する。

- 2 理事長は、この法人を代表し、この法人の業務を総理する。
- 3 専務理事は、この法人を代表し、理事長を補佐し、この法人の業務を統轄し、理事長に事故があるとき又は理事長が欠けたときは、その職務を代行する。
- 4 常務理事は、理事長及び専務理事を補佐し、日常の業務を掌理する。
- 5 理事長、専務理事及び常務理事は、毎事業年度に4ヵ月を超える間隔で2回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告しなければならない。

- 6 理事は、この法人に著しい損害を及ぼすおそれのある事実があることを発見したときは、直ちに、当該事実を監事に報告しなければならない。

(監事の職務及び権限)

第32条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。

- 2 監事は、いつでも、理事及び使用人に対して事業の報告を求め、この法人の業務及び財産の状況を調査することができる。
- 3 監事は、理事会に出席し、必要があると認めるときは意見を述べなければならない。
- 4 監事は、理事が不正の行為をし、若しくは当該行為をするおそれがあると認めるとき、又は法令若しくは定款に違反する事実若しくは著しく不当な事実があると認めるときは、その旨を理事会に報告しなければならない。
- 5 監事は、前号の報告をするために必要があると認めるときは、理事長に対し、理事会の招集を請求することができる。ただし、その請求があった日から5日以内に、その請求があった日から2週間以内の日を理事会の日とする理事会の招集の通知が発せられない場合は、直接理事会を招集することができる。
- 6 監事は、理事が評議員会に提出しようとする議案、書類その他法令で定めるものを調査しなければならない。この場合において、法令若しくは定款に違反し、又は著しく不当な事項があると認めるときは、その調査の結果を評議員会に報告しなければならない。
- 7 監事は、理事がこの法人の目的の範囲外の行為その他法令若しくは定款に違反する行為をし、又はこれらの行為をするおそれがある場合において、当該行為によってこの法人に著しい損害が生ずるおそれがあるときは、当該理事に対し、当該行為をやめることを請求することができる。
- 8 監事は、その他監事に認められた法令上の権限を行使するものとする。

(役員任期)

第33条 理事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとする。ただし、再任を妨げない。

- 2 監事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとする。ただし、再任を妨げない。
- 3 任期の満了前に退任した理事又は監事の補欠として選任された理事又は監事の任期は、前任者の任期の満了する時までとする。
- 4 理事又は監事は、第29条第1項に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお理事又は監事としての権利義務を有する。
- 5 理事について、第29条第1項に定める定数の枠内で、増員として新たに選任された理事の任期は、現任者の任期の満了する時までとする。

(役員解任)

第34条 理事又は監事が、次のいずれかに該当するときは、評議員会の決議によって、当該理事又は監事を解任することができる。

- (1)職務上の義務に違反し、又は職務を怠ったとき。
 - (2)心身の故障のため、職務の執行に支障があり、又はこれに堪えないとき。
- 2 監事を解任する場合には、評議員会において決議の前に、当該監事に意見を述べる機会を与

えなくてはならない。

(役員に対する報酬等)

第35条 理事及び監事に対して、その職務執行の対価として、評議員会において別に定める総額の範囲内で、評議員会において別に定める報酬等の支給の基準に従って算定した額を、報酬等として支給することができる。

2 理事及び監事には、その職務を行うために要する費用の支払いをすることができる。

(取引の制限)

第36条 理事は、次に掲げる取引をしようとする場合は、理事会において、当該取引について重要な事実を開示し、その承認を受けなければならない。

(1)自己又は第三者のためにするこの法人の事業の部類に属する取引

(2)自己又は第三者のためにするこの法人との取引

(3)この法人が当該理事の債務を保証することその他理事以外の者との間におけるこの法人と当該理事との利益が相反する取引

2 前項の取引をした理事は、当該取引後、遅滞なく、当該取引についての重要な事実を理事会に報告しなければならない。

(責任の免除又は限定)

第37条 この法人は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第198条において準用する同法第111条第1項に規定する理事及び監事の損害賠償責任について、法令に定める要件に該当する場合には、理事会の決議によって、賠償責任額から法令に定める最低責任限度額を控除して得た額を限度として、免除することができる。

2 この法人は、外部理事又は外部監事との間で、前項の損害賠償責任について、法令に定める要件に該当する場合には賠償責任を限定する契約を、理事会の決議によって、締結することができる。ただし、その契約に基づく賠償責任の限度額は、金10万円以上で予め定めた額と法令に定める最低責任限度額とのいずれか高い額とする。

第7章 理事会

(構成)

第38条 この法人に、理事会を置く。

2 理事会は、すべての理事をもって構成する。

(権限)

第39条 理事会は、次の職務を行う。

(1)この法人の業務執行の決定

(2)理事の職務の執行の監督

(3)理事長、専務理事及び常務理事の選定及び解職

(4)評議員会の日時及び場所並びに議事に付すべき事項等の決定

(5)その他法令又はこの定款で定められた事項

2 理事会は、次に掲げる事項その他の重要な業務執行の決定を理事に委任することができない。

- (1)重要な財産の処分及び譲受け
- (2)多額な借財
- (3)重要な使用人の選任及び解任
- (4)従たる事務所その他の重要な組織の設置、変更及び廃止
- (5)第37条第1項の責任の免除及び同条第2項の責任限定契約の締結

(開 催)

第40条 理事会は、毎事業年度2回定例的に開催する。

2 前項のほか、次の各号のいずれかに該当する場合は、理事会を臨時に開催する。

- (1)理事長が必要と認めたとき。
- (2)理事長以外の理事から会議の目的である事項を記載した書面をもって理事長に招集の請求があったとき。
- (3)前号の請求があった日から5日以内に、その請求があった日から2週間以内の日を理事会の日とする理事会の招集の通知が発せられない場合において、その請求をした理事が招集したとき。
- (4)第32条第5号の規定により、監事から理事長に招集の請求があったとき、又は監事が招集したとき。

(招 集)

第41条 理事会は、理事長が招集する。

- 2 前項の規定にかかわらず、前条第2項第3号による場合は理事が、前条第2項第4号後段による場合は監事が、理事会を招集する。
- 3 理事長は、前条第2項第2号又は前条第2項第4号前段に該当する場合は、その請求があった日から5日以内に、その日から2週間以内の日を理事会の日とする理事会を招集しなければならない。
- 4 理事会を招集する者は、理事会の開催日の5日前までに、各理事及び各監事に対して、会議の日時、場所、目的である事項を記載した書面又は電磁的方法により招集の通知を発しなければならない。
- 5 前項の規定にかかわらず、理事及び監事の全員の同意があるときは、招集の手続を経ることなく、理事会を開催することができる。

(議 長)

第42条 理事会の議長は、理事長がこれに当たる。ただし、第40条第2項第3号又は第4号後段の規定により招集された理事会の議長は、出席した理事の互選によるものとする。

(定足数)

第43条 理事会は、理事の過半数の出席がなければ開催することができない。

(決 議)

第44条 理事会の決議は、この定款に別段の定めがあるもののほか、当該決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

(決議の省略)

第45条 理事が、理事会の決議の目的である事項について提案をした場合において、当該提案について理事(当該事項について議決に加わることができるものに限る。)の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該提案を可決する旨の理事会の決議があったものとみなす。ただし、監事が異議を述べたときは、その限りではない。

(報告の省略)

第46条 理事又は監事が、理事及び監事の全員に対して、理事会に報告すべき事項を通知したときは、当該事項を理事会へ報告することを要しない。

2 前項の規定は、第31条第5項の規定による報告には適用しない。

(議事録)

第47条 理事会の議事については、法令に定めるところにより、議事録を作成しなければならない。

2 会議に出席した理事長、専務理事及び監事が、前項の議事録に記名押印しなければならない。

3 議事録は、主たる事務所に理事会の日から10年間、従たる事務所にその写しを5年間備え置くものとする。

第8章 顧問

(顧問)

第48条 この法人に、顧問を若干名置くことができる。

2 顧問は、学識経験のある者のうちから、理事会において、任期を定めた上で選任する。

3 顧問は、理事長の諮問事項に対して意見を述べることができる。

4 顧問に対して、その職務執行の対価として報酬を支給することができる。その額については、理事会の決議を経て理事長が別に定める。

5 顧問には、その職務を行うために要する費用の支払いをすることができる。

第9章 委員会

(委員会)

第49条 この法人は、この法人の事業を推進するために必要があるとき、理事会の決議により、委員会を設置することができる。

2 委員会の任務、構成及び運営に関し必要な事項は、理事会の決議により別に定める。

第10章 定款の変更及び解散等

(定款の変更)

第50条 この定款は、評議員会の決議によって変更することができる。

2 前項の規定は、この定款の第3条に規定する目的及び第4条に規定する事業並びに第14条に規定する評議員の選任及び解任の方法についても適用する。

(合併等)

第51条 この法人は、評議員会の決議により、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律上の他の法人との合併又は事業の全部若しくは一部の譲渡をすることができる。

(解散)

第52条 この法人は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第202条に規定する事由及びその他法令で定められた事由により解散する。

(剰余金及び残余財産の処分)

第53条 この法人は、剰余金の分配を行うことができない。

- 2 この法人が解散等により清算をする場合において有する残余財産は、評議員会の決議を経て、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第17号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

第11章 公 告

(公告の方法)

第54条 この法人の公告は、官報に掲載する方法により行う。

- 2 前項の規定にかかわらず、この法人の貸借対照表の公告は、定時評議員会毎にその終結の日後5年を経過する日までの間、継続してインターネットに接続された自動公衆送信装置を使用する方法による。

第12章 事 務 局

(設置等)

第55条 この法人の事務を処理するため、事務局を設け、所要の職員を置く。

- 2 重要な職員は、理事会の承認を得て、理事長が任免する。
- 3 前項以外の職員は、理事長が任免する。
- 4 事務局の組織及び運営に関し必要な事項は、理事会の決議を経て理事長が別に定める。

(備付け帳簿及び書類)

第56条 この法人の事務所に、次に掲げる帳簿及び書類を、法令の定める期間、備え置きかつ保管しなければならない。

- (1) 定款
 - (2) 理事、監事及び評議員の名簿
 - (3) 理事、監事及び評議員に対する報酬等の支給の基準
 - (4) 事業計画書及び収支予算書
 - (5) 事業報告書、貸借対照表、損益計算書(正味財産増減益計算書)及びこれらの附属明細書
 - (6) 財産目録
 - (7) 監査報告書
 - (8) 理事会及び評議員会の議事録等
 - (9) 認定、許可、認可等及び登記に関する書類
 - (10) その他法令で定める帳簿及び書類
- 2 前項各号の帳簿及び書類等の閲覧については、法令の定めによるものとする。

第13章 賛助会員

(賛助会員)

第57条 この法人に、賛助会員を置くことができる。

- 2 賛助会員は、この法人の目的に賛同し、この法人が実施する事業に協力する個人又は団体とする。
- 3 賛助会員に関し必要な事項は、理事会の決議により別に定める。

第14章 補 則

(委 任)

第58条 この定款の定めるもののほか、この法人の運営に必要な事項は、理事会の決議を経て理事長が別に定める。

附 則

- 1 この定款は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第121条第1項において読み替えて準用する同法第106条第1項に定める一般法人の設立の登記の日から施行する。
- 2 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第121条第1項において読み替えて準用する同法第106条第1項に定める特例民法法人の解散の登記と、一般法人の設立の登記を行ったときは、この定款の第8条の規定にかかわらず、解散の登記の日の前日を事業年度の末日とし、設立の登記の日を事業年度の開始日とする。
- 3 この法人の最初の代表理事は、次に掲げる者とする。
理事長 関 昌弘